



憲法記念のつどい

5月11日(土) 午後1時半～

講演：「憲法9条の新たな危機に抗して」

川村 俊夫 さん (九条の会・事務局、憲法会議代表幹事)

挨拶： 諏訪 鋭一郎 さん (下北沢教会・牧師)

朗読：「人が人として生きるために ～日本国憲法を詠む～」

大原 穰子 さんと朗読サークル・ポエムのみなさん

会場 日本ナザレン教団下北沢教会

世田谷区代田6-7-21

(下北沢駅・下車・西口より北へ・徒歩約5分)

代田・九条の会／

代沢九条の会／九条の会・まつざわ：共催



「せたがや平和資料室」見学

荒天が心配された4月7日(日)は、前夜の雷雨がすっかり上がり、素晴らしい晴天となった。上野毛駅に集合した8人は、そこから6分ほどの世田谷区立玉川小学校西校舎の一角に設置されている「せたがや平和資料室」を見学した。

世田谷区は、1985年8月15日に「平和都市宣言」を行い、区立世田谷公園に「平和の祈りの像」と「平和の灯」を設置した。また、その趣旨に基づいて1995年8月当資料室を開設した。

展示内容は、①戦時下の日本の社会－1931年の満州事変から暗い時代に突入したが、それから1945年の敗戦に至るまでの年表・写真・映像などを紹介、②東京大空襲－1944年から本格化。軍事施設のあった世田谷区も空襲目標とされた。空襲の写真、被災地図とともに焼夷弾の展示もされている。その他に広島・長崎の原爆の展示や、区内の中学生が作成した広島・原爆ドームの模型もある。③学童集団疎開－1944年から実施された。世田谷区の各国民学校の疎開先は長野県と新潟県であった。その行き先が紹介され、親子の手紙類や経験者の方々の談話を紹介したビデオ映像などもある。④戦時下の世田谷区民の暮らし－当時の区民の暮らしぶりを知ることができる資料の展示。⑤戦後のあゆみ－10年ごとに見やすく年表で紹介。写真や記事などの貴重な資料を見ることができる。⑥世田谷区の平和への取組－上にあげた区民から寄贈の当時の記録的資料の数々や衣類、当時の貨幣などが展示されている。さらに、図書・映像(ビデオ・DVDなど)コーナーにも資料が蓄積されている。

最後に、この資料室は、本年6月30日に閉室して、暫定的に弦巻の教育センター内に移転するとのこと。3年以内を目途として区立世田谷公園内に恒久的な平和資料館が設置されることになっている由である。

(代田5丁目・野間口 至)

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、

「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～

自民党の「憲法改正草案」って、どんなもの？

3月16日（土）午前、北沢タウンホールらぷらす研修室に於いて、代田・九条の会「憲法学習会」が、22名の参加で行われました。講師の高岡岑郷さん（九条の会東京連絡会事務局・代田九条の会呼びかけ人）は、自民党「憲法改正」への歴史の動きから、日本国憲法と昨年4月に出された自民党「憲法改正草案」との対比、昨年暮の選挙公約などにふれ分かりやすく話された。

討論では「旧帝国憲法に戻っていくようで怖い」「尖閣諸島問題やアルジェリアの事件などがあると、集団的自衛権が必要と危機感を煽られている」「日本の民主主義は発達していない。現憲法は理想論と言われるが…」「九条があるので日本は戦争していない、自衛隊を国防軍になぜ変えようとしているのか」や各人の経験や置かれている条件の中で何をしたら良いのかなど積極的な意見が出され時間が足りないほどでした。

最後に講師から憲法が「改正」されたら現在の日常生活は存続できなくなってしまうことが話されました。事務局から、憲法東京共同センターの「憲法を改悪せず、第9条を守りぬくことを求める署名」を取り組むことが提案されました。
（代田5丁目・小澤 清子）



日本国憲法

第二章 戦争の放棄

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。



日本国憲法改正草案 自由民主党

下記の URL で草案本文と Q&A が閲覧できます。

http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/pdf/kenpou_qa.pdf

第二章 安全保障

（平和主義）

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、自衛権の発動を妨げるものではない。

（国防軍）

第9条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。

2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合においては、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

（領土等の保全等）

第9条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

自民党の「憲法改正草案」って、どんなもの？

憲法学習会 アンケート (同様の意見はまとめさせて頂きました。)

1. 高岡さんのお話についての感想・意見

- ・日本国憲法と自民党の「憲法改正草案」の対比表などの資料に添っての話は、具体的で素晴らしい内容でした。知るほどに慄然とするばかりです。
- ・自民党の「憲法改正草案」について、詳細には知らなかった者ですので非常に参考になりました。知らないでは、済まされないと。周囲の人たちに積極的に話し合うことにしたいと感じた。
- ・現行憲法と自民党「憲法改正草案」が、大部にわたるため、駆け足でしたが、今後共繰り返し学習することが必要かと思えます。それが、九条の会の存在理由ですから。
- ・自民党「憲法改正草案」を条文を追って聞いたのは初めてでした。憲法改訂という重大な課題にアプローチする大変良いきっかけになりました。
- ・資料を自分で確認しながら学べたのは、良かった。読めば読むほど、腹が立ってくる自民党「憲法改正草案」に対し、これ以上でもこれ以下でもない「日本国憲法」と前文は、本当に宝だと思えました。
- ・高岡講師のレジメ作成、資料準備等のご努力に敬意を表します。

2. 憲法を巡る最近の動きについての、感想・意見

- ・従来の世論は、九条の改正について慎重論が多かったと思いますが、最近の安倍首相を初めとする改正派の勢いに押されているかを見かけます。九条の会は、結束を強めて対抗して行く必要がより強くなって来たと思えます。
- ・安倍自民党の最近の動きをみるに、大きな危機感を抱きます。自分の年齢から、これといった活動も出来ず焦りを持ちます。40代、30代、さらに20代の人たちに対する働きかけが大切と思いますが、一般日刊紙の声欄などへの投書も有効かと思えますが、とにかく活動していくことが必要でしょう。街頭ビラ配りなどお手伝いできたらよいと思えます。健康上の条件もあるができるだけ協力する所存です。
- ・昨年末の選挙の結果、公約を実現すべく猛進してくる政権にたじたじですが、全国の九条の会が立ちあがって、自分たちの周りの人々に一緒に「考えてみよう、止めさせよう」と語り広げ、憲法を守り、「人権」「平和」「民主主義」など、今まで有って当たり前だったもの（本当は全く不十分だったが）も無くさないよう、力を出しあわなくてはと思えます。
- ・長期の不景気、閉塞感の中で、変化を求める国民世論をうまく利用して巧妙な表現で誘導していく流れをなんとかして押し返したい。
- ・日々の生活では「遠い」存在のものが憲法です。しかし振り返ってみれば、日常会話にでてくる「基本的人権」「男女平等」などなど多くの基本的に大切なことが、憲法に直結することを改めて実感しました。この視点で、憲法問題を日常のテーマにする努力をしたいと思えます。
- ・太平洋戦争で失った内外の多くの命の代償として生まれた「日本国憲法」が、犠牲をしいた権力者たちの末裔によって、「改正」されようとしています。自民党「憲法改正草案」を推し進める人たちは、日本人は権利ばかり主張すると言いますが「日本国憲法」を守り実現しつづけることこそ「権利」だと思えます。新制中学1年生の頃、「どうして戦争に反対しなかったの」と両親をなじった私は、半世紀を経て子供たちになじられる側に立たされていると感じています。日本国憲法を守り改正案に反対する自由を失いたくないです。

3. その他

- ・第二章「戦争の放棄」が外され「国防軍」が出来ると「自衛隊」とどう違って来るのか。徴兵制になるのか？25歳の息子と話したら「いまの自衛隊みたいに行きたい人が行くんじゃないの？」と言われたが・・・。

講演会「新しい局面を迎えた日本政治・経済と憲法」に参加して

4月6日、三茶しゃれな一ど・ホールにて、二宮厚美さん（神戸大学名誉教授）を招いた講演会（主催：世田谷九条の会、共催：世田谷革新懇）がありました。ここでは、特に興味深かったことについて要約や感想を記しますが、詳細は講演録を参照してください。

高岡岑郷さんの挨拶と紹介に続き、二宮さんの講演が始まりました。はじめに、演題にある「新しい局面」についてふれ、「日本の今後の四年間は、あたかも1937年から1941年に匹敵するような四年間である」と指摘しました。1937年は盧溝橋事件を発端に中国全土への侵略戦争を始めた年であり、続いて東アジアへの侵略を進め、1941年には太平洋戦争に突き進んでいきました。今夏の参院選で自民党が大勝するようになれば、太平洋戦争前夜の数年間の始まりが現実のものとなることは想像に難くありません。参院選では、明文改憲も解釈改憲も許さない民主的勢力を伸ばすため、体制の巻き返しを図らねばならないと訴えました。

昨年末の衆院選の結果について二宮さんは、「自民党は議席を大幅に増やしたが、比例区の得票数は1660万票で2009年の衆院選に比べ200万票減らし、得票率も27.6%と低く、国民からの支持は決して盤石なものではない」と指摘しました。こうしたなか、消費税増、福祉切り捨て、原発再稼働・新設、TPP参加とともに、自衛隊の国防軍化と憲法改悪などの政策を実現するため、自民党は今夏の参院選にむけその対策を必死に講じています。それが「三本の矢」でたとえたアベノミクス経済政策です。「しかしどの矢も、国民所得を直接的に引き上げる効果を持たず、デフレ不況の打開にはつながらない、的を射止めることのできない矢である」と断じました。「株価の高騰も、景気の浮揚に無関係なバブル的膨張であって、やがて崩壊する」と論じました。見せかけでも、好景気を装う必要に迫られているのです。

我々が目指すべき方向について、「若々しい力が必要であるが、若者の価値判断を持続させ、世論を形成させるために、革新化している高齢者が若者を導く」こと、「一点共闘から、総論での共闘に拡大する。統一行動を起こし、統一候補をたてる」ことなどを提案しました。革新化した高齢者の役割については共感するところである。

講演は、時に関西弁で話題がつなぐられ、21世紀の政治状況の分析、維新の会の反動性、マスコミの右傾化、など広範囲におよびました。講演録が内部資料として4月中に出版されるとのことです。関心のある方は事務局までご連絡下さい。（代田2丁目・坂本 功）

集会等の紹介

5月3日（金） 午後1時～ 5・3憲法集会&銀座パレード2013

講演：アイリーン・美緒子・スミスさん、加藤裕さん、
福島みずほさん、志位和夫さん

会場：日比谷公会堂 主催：2013年5・3憲法集会実行委員会

6月8日（土） 午後1時半～ 九条の会事務局学習会

講演：「イラク派兵違憲判決の今日的意義」（仮題）

川口創さん（イラク派兵違憲訴訟弁護団事務局長）

講演：「憲法9条と96条改憲について」（仮題）

山内敏弘さん（一橋大学名誉教授）

会場：在日本韓国YMCA青少年会館（JR水道橋駅下車徒歩13分）

主催：九条の会事務局 参加費：1000円



お願い：ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。